

第七号

徳島県危機管理関係手数料条例及び徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正について

徳島県危機管理関係手数料条例及び徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県危機管理関係手数料条例及び徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例

(徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正)

第一条 徳島県危機管理関係手数料条例(平成十六年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

百五十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査	イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号に掲げる者の狩猟免許の申請に係る審査 三千九百円 ロ その他の者の狩猟免許の申請に係る審査 五千二百円
百五十七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十六条第二項の規定に基づく狩猟免許の再交付	千円
百五十八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十一条第一項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	二千九百円
百五十九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく狩猟者の登録	千八百円
百六十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第一項の規定に基づく狩猟	千八百円

者登録の変更の登録

百六十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第五項の規定に基づく狩

千五百円

猟者登録証の再交付

百六十二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第五項の規定に基づく狩

千円

猟者記章の再交付

(徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正)

**第二条** 徳島県県民環境関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十八の項から百八十の項までを次のように改める。

十八から百八十まで 削除

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

組織の再編に伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。